

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対する規制の見直し

2. 担当部局

金融庁総務企画局市場課

3. 評価実施時期

平成 26 年 3 月 13 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

インターネットは不特定多数の者に対して開かれた情報通信手段であり、利用するために多額のコストを要しない。また、インターネットはどこからでも手軽にアクセスできるものであるため、そこで取引を行おうとする者にとって意思決定の心理的ハードルが低いという特性もある。

こうしたインターネットの特性を踏まえると、そこを通じて行われる資金調達は詐欺的な行為に悪用されやすいという側面があるものと考えられ、仲介者である金融商品取引業者が発行者に対して一定のデューデリジェンスを行う必要性が高いものと考えられる。また、投資者が十分な情報を得ないまま安易に投資の意思決定をしてしまうことを回避するためには、仲介者である金融商品取引業者のウェブサイトにおいて投資の意思決定に影響を与える情報を投資者が閲覧できる状態にしておく必要性が高いものと考えられる。

現行法の下では、非上場有価証券の募集の取扱い等の際し、インターネットを用いることについて、その特性に鑑みた規制は特設設けられていない。このため、非上場有価証券について「電子募集取扱業務（インターネットを通じた有価証券の募集の取扱い等）」を行う金融商品取引業者について、投資者保護の観点から、規制の見直しを行う必要がある。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

金融商品取引法第 29 条の 2、第 29 条の 4、第 35 条の 3、第 43 条の 5

(3) 規制の新設又は改廃の内容

非上場有価証券について電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対して、その業務を適確に遂行するための体制（発行者のデューデリジェンスやインターネットを通じた適切な情報提供のための体制）の整備を義務付ける。

非上場有価証券について電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等に対して、インターネットを通じた適切な情報提供を義務付ける。

5. 想定される代替案

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等の仲介によりインターネットを通じた資金調達を行う、非上場有価証券の発行者に対して、公衆縦覧型の開示義務を課し、投資者への情報提供を図る。

また、発行者の財務諸表に対する監査を義務付ける。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者において、その業務を適確に遂行するための体制を整備するために必要な費用及びインターネットを通じて発行者に関する情報等を投資者に提供するために必要な費用が発生する。

② 代替案

インターネットを通じた資金調達を行う非上場有価証券の発行者において、公衆縦覧型の開示を通じて自身の情報等を投資者に提供するために必要な費用（財務諸表の監査費用を含む）が発生する。

(2) 行政費用

① 本案

行政庁（国）において、金融商品取引業者が体制整備義務及び情報提供義務を履行しているか否かを確認するために必要な費用が発生する。

② 代替案

行政庁（国）において、発行者が開示義務を履行しているか否かを確認するために必要な費用が発生する。

(3) その他の社会的費用

① 本案

追加的な費用は発生しない。

② 代替案

事業規模の小さい非上場有価証券の発行者にとって、遵守費用は過度な負担となり得るため、これらの者が電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者等の仲介により資金調達を行うことを著しく困難にするといった社会的費用が発生する。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対し、発行者のデューデリジェンス等を行うために必要な体制整備を義務付けることで、発行者による詐欺的な行為が抑止され、投資者保護が図られる。

また、金融商品取引業者に対し、投資者に対する情報提供及びそれを適切に行うための体制整備を義務付けることで、投資者が十分な情報に基づいて投資判断をすることが可能となり、投資者保護が図られる。

② 代替案

発行者に対し、公衆縦覧型の開示を通じた投資者への情報提供を義務付けることで、投資者が十分な情報に基づいて投資判断をすることが可能となり、投資者保護が図られる。

また、財務諸表の監査を通じて、監査法人等が財務諸表における事業状況の表示の適正性をチェックすることにより、発行者による詐欺的な行為が抑止され、投資者保護が図られる。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者において、業務を適確に遂行するための体制を整備するために必要な遵守費用及びインターネットを通じて発行者に関する情報等を投資者が閲覧することができる状態に置くために必要な遵守費用が発生する。また、義務履行の有無の確認のために必要な行政費用が発生する。しかし、とりわけ遵守費用については、金融商品取引業の登録を受けている業者の事業規模に鑑みれば、同業者に対する影響は限定的といえる（同登録の要件として最低資本金要件等があるため、金融商品取引業者は一定程度以上の事業規模を有している）。

そのため、詐欺的行為等の防止や投資者への適切な情報提供によって投資者保護が図られるという便益が遵守費用及び行政費用の増加を上回る。

したがって、本案の改正は適当と考えられる。

(2) 代替案との比較

代替案における規制の便益の規模及び発生する行政費用の程度は、本案の場合と同程度である。しかし、事業規模の小さい非上場有価証券の発行者にとって、公衆縦覧型の開示を通じて自身の情報等を投資者に提供するために必要な費用（財務諸表の監査費用を含む）は過度な負担となり得るため、代替案における遵守費用は本案を上回る。加えて、代替案については、そのような発行者が、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の仲介によりインターネットを通じた資金調達を行うことを著しく困難にするという社会的費用が発生する。

したがって、本案の方が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（平成 25 年 12 月 25 日公表）

10. レビューを行う時期又は条件

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。